

国立大学法人群馬大学事務改善・合理化実施要項

	平成16.4.1	制定
改正	平成17.4.1	平成17.5.1
	平成21.4.1	平成22.4.1
	平成25.4.1	平成27.10.1
	平成29.9.6	

(設 置)

第1 国立大学法人群馬大学の事務の改善・合理化，効率化を図るため，国立大学法人群馬大学事務改善・合理化協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(協 議 事 項)

第2 協議会は，次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 事務の改善・合理化等の実施計画に関すること。
- (2) 事務組織の再編・合理化に関すること。
- (3) 事務内容の見直しに関すること。
- (4) その他事務の改善・合理化等に関する重要事項

(組 織)

第3 協議会は，次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 事務局長
- (2) 各部長
- (3) 各次長
- (4) 総務部各課長，財務部財務課長，学務部教務課長，研究推進部研究推進課長，施設運営部施設企画課長，国際課長及び昭和地区事務部総務課長
- (5) 各事務長

2 協議会に委員長を置き，事務局長をもって充てる。

(会 議)

第4 委員長は，協議会を招集し，その議長となる。

(事 務)

第5 協議会の事務は，総務部企画評価課において処理する。

(分 科 会)

第6 協議会に，事務の改善・合理化等に関する具体的事項を検討するため，次の各号に掲げる分科会を置く。

- (1) 総務分科会
- (2) 財務分科会
- (3) 学務分科会
- (4) 研究推進分科会
- (5) 施設運営分科会
- (6) 附属病院分科会

(7) その他協議会が必要と認めた分科会

2 分科会は、検討の結果について協議会に報告するものとする。

(分科会の組織)

第7 分科会に主査を置き、協議会委員の中から委員長が指名する者をもって充てる。

2 分科会の委員は、主査の推薦に基づき委員長が指命する。

3 主査が必要と認めたときは、当該分科会委員以外の者に会議への出席を依頼し、その意見を聞くことができる。

4 分科会の事務は、主査の属する事務部において処理する。

(専門委員会)

第8 分科会に、専門的事項を検討するため、専門委員会を置くことができる。

附 則

この要項は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成27年10月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成29年9月6日から施行し、平成29年5月1日から適用する。